

障がい者（児）福祉施設関係各位

宮 若 市 福 祉 事 務 所 長
（子育て福祉課障がい者福祉係）

令和 7 年度障がい者（児）福祉施設整備に係る補助協議について（通知）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から福祉行政の推進につきましては、格別のご配慮をいただきまして、感謝申し上げます。

さて、標記の福祉施設整備につきまして、福岡県より令和 7 年度の補助協議について別添のとおり通知がありましたので、関係資料を送付いたします。

内容をご確認のうえ、協議書を提出される場合は「市意見書」を添付する必要がありますので、期日までの提出にご協力いただきますようお願いいたします。

また、令和 5 年 4 月の子ども家庭庁創設に伴い、児童福祉法に基づく障がい児福祉施設整備費については、従来の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」から、「次世代育成支援対策施設整備交付金」の補助対象に変更されていますので、該当の補助金に係る補助協議書等を作成される際は、ご留意願います。

なお、国の予算の制約がある関係上、必ず採択されるものではありませんことを申し添えます。

おって、補助協議予定の施設につきましては、書類が整いました段階で、宮若市まで下記のとおり提出願います。

記

1. 提出書類 県に提出する予定の書類一式（紙ベース）

2. 提出期限 令和 6 年 9 月 1 2 日（木）

＊ 提出いただきました書類及び本市の障がい者計画・障がい福祉計画等との整合性を鑑みて、市の意見書を作成することとしていますので、期日までの提出に特段のご配慮をお願いします。